

せん妄に対する薬物治療における向精神薬の適応外使用についてのお知らせ

当院の生命倫理委員会において、下記の医療が承認されました。対象となる方（若しくはそのご家族）から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報公開することにより、治療を実施します。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせまでご連絡下さい。

実施内容	せん妄に対する向精神薬の適応外使用
実施責任者	身体的拘束最小化チーム
対象者	当院で治療を受ける方で、せん妄、およびせん妄が疑われた患者
承認日	2026 年 5 月
対象期間	承認後から永続的
概要	【目的・意義】 せん妄は、身体疾患や入院による環境の変化、使用した薬剤・手術後に突然発症する一時的な意識の混濁です。一時的に脳の機能が低下するため、幻視や昼夜逆転などの症状が出現します。また、興奮や易怒性がおこることもあり、点滴など治療の継続が難しくなることがあります。治療を受けているすべての患者に発症する可能性があります。当院ではガイドラインや文献、書籍等に基づき、向精神薬を保険適応外使用し、せん妄治療を行います。 抗精神病薬の適応外使用については、社会保険診療報酬支払基金が公表している審査情報提供事例において、ハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、ペロスピロンがせん妄に対する処方として記載され、社会的にも認知されています。 その他当院では、トラゾドン、オランザピン、ブロナンセリン、バルプロ酸 Na、ヒドロキシジン、ジアゼパム、ミダゾラム、チアプリド、レンボレキサント、スボレキサント、ラメルテオンも選択肢に加え、個々の症状や背景に応じて適切な薬剤を選択して実施します。 【想定される不利益と対策】 各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行うため、一般的に想定される副作用と同等と考えられます。医薬品副作用被害救済制度の対象とはなりませんが、副作用が出現した場合は、通常の診療にて対応し、必要に応じて専門医へ相談します。
お問い合わせ先	香川労災病院 身体的拘束最小化チーム 代表 0877-23-3111

以上